

(1) 公の施設のあり方検討

公の施設について、社会や時代の変化を踏まえ、施設の必要性、有効活用の手法、費用節減、指定管理者制度の導入の可否などについて原則3年ごとに見直します。

現状・課題（平成22年度末現在）

これまでも、指定管理者制度の適用（平成18年度～）や民間委員からなる「公共施設のあり方検討委員会」での検討（平成20年3月～21年11月。管理費が多額であるなどの15施設対象）などにより見直しを行い、管理運営を効率化しつつサービス向上に努めてきました。

平成22年度から、すべての施設について、定期的に、情勢の変化を踏まえて施設のあり方から検討を行うこととしたところであり、引き続き効率的、効果的な管理運営を図ります。

達成すべき成果1

すべての公の施設について、定期的に施設の存廃を含めたあり方から検討を行います。

県の施設としての必要性が薄れた施設は廃止又は移管し、指定管理者制度適用や地方独立行政法人化により管理運営の効率化、効果的なサービス提供が期待できる施設は管理運営方法を見直します。

① 指定管理者制度を適用している施設 各指定期間満了の前年度

② その他の施設 3年ごと

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 指定期間満了前年度検討（H21年度～） ② その他全施設検討（H22）	目標値	① 2施設	① <del>2019</del> 施設	① <del>2011</del> 施設
	工程	① 指定期間満了施設の検討 ② <b>指定管理者制度非適用の全施設の検討</b>	① 指定期間満了施設の検討	① 指定期間満了施設のあり方検討（6月～10月） ② <del>指定管理者制度非適用の全施設の検討</del>
	<b>実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）</b>			
	達成度	<b>B</b>		<b>B</b>
実績値	① 指定管理者制度適用施設 2施設 ② 直営52施設（H22年度からの継続検討）		① 指定管理者制度適用施設 19施設 ② 直営のうち具体的な検討を進めるとした4施設（群馬会館、憩いの森、おうら創造の森、多々良沼公園）	
実工程	① 指定期間満了施設のあり方検討の実施 ② 指定管理者制度非適用の全施設の検討の実施		① 指定期間満了施設のあり方検討の実施 ② 直営4施設について、施設の現況の再確認、他県の指定管理者制度を導入している類似施設の調査や立地市町村の意向の確認等を行った。	
	関連する取組		関連する取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立都市公園における利用料金制度導入（都市計画課）</li> <li>公共施設のあり方検討委員会の答申を踏まえた管理運営の見直し（11施設）</li> <li>行政改革評価・推進委員会によるあり方検討委員会答申後の取組検証</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設のあり方検討委員会の答申を踏まえた管理運営の見直し（6施設）</li> <li>行政改革評価・推進委員会によるあり方検討委員会答申後の取組検証（5施設答申）</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設のあり方検討委員会の答申を踏まえた管理運営の見直し（7施設）</li> <li>行政改革評価・推進委員会によるあり方検討委員会答申後の取組検証（3施設答申）</li> </ul>	

<b>事務削減及び 財政効果(見込)</b> ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—

**実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)**

平成23年度	<b>評価</b>   B <b>成果</b>	<b>要因分析</b>
	① 指定管理者制度を適用している施設のうち平成24年度に指定期間が満了する群馬県精神障害者援護寮及び群馬の森について、引き続き指定管理者制度を適用していくこととしました。 ② 直営52施設について「県が直接管理運営している施設等のあり方検討を受けた方針」を策定し、(1) 指定管理者制度適用等の可否について具体的な検討を進める施設(4施設)、(2) 現在の管理体制を継続するが、指定管理者制度適用に関する調査・検証を実施する施設(16施設)、(3) 現在の管理体制を継続する施設(32施設)としました。	② 群馬県において直営施設から指定管理者制度が導入されたのは、群馬県精神障害者援護寮の1施設に留まっていることから、他県等の指定管理者制度を導入している複数の類似施設について調査し、メリット・デメリットを明らかにし、直営と指定管理者制度適用のどちらが優位か費用対効果を含め比較することとしました。
	<b>課題</b>	<b>要因分析</b>
	① 複数応募による競争の確保 ② 現在の管理体制を維持する施設とされた以外の20施設についてのフォローアップ	① 応募団体が全般的に少なくなってきました。
<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>		
② 直営施設に係る検討について、平成22年度に行っていた検討が結論に至らず平成23年度も引き続き検討を行ったことから、平成25年度に予定していた次期のあり方検討を平成26年度に行うこととしました。		
平成24年度	<b>評価</b>   B <b>成果</b>	<b>要因分析</b>
	① 群馬県総合スポーツセンター、赤城ふれあいの森、群馬県青少年会館の3施設について、新たに利用料金制度を導入することとし、指定管理者が創意と工夫を發揮した効率的・効果的な施設運営に取り組める体制を整えました。 ② <ul style="list-style-type: none"> <li>群馬会館については、指定管理者制度適用等の可否について具体的な検討(類似施設調査・事業者の参入アンケート等)を行いました。現時点では制度導入を見送り、引き続き最小限の経費で直営施設として運営することとしました。(管財課)</li> <li>憩の森については、指定管理者制度の導入及び渋川市への移管を検討しましたが、引き続き県の直営とすることとしました。(緑化推進課)</li> <li>おうら創造の森については、森林公園としての用途を廃止し、隣接する緑化センターの附属見本園として、同センターと一体で管理運営を行うこととしました。(緑化推進課)</li> <li>多々良沼公園の整備及び管理の在り方について、自然再生協議会を開催し、検討を行いました。(都市計画課)</li> </ul>	① 指定管理者制度を適用している施設のうち平成25年度に指定期間が満了する19施設について、県の施設としての必要性や最適な管理運営方法等の検討を行いました。 ② <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度適用等の可否について検討を行った結果、群馬会館は施設が老朽化しており、制度を適用する場合には、大規模改修が前提となるなどの課題が明らかになったことから、制度の導入は見送りました。</li> <li>土地を所有する渋川市の土地利用計画が流動的で、必要なときに返還を求められる可能性があります。また、当施設は、森林環境教育の拠点として独自のノウハウに基づいて運営されていることから、渋川市への移管も困難です。</li> <li>緑化センターに隣接し、従来から同センターの見本園や活動フィールドとしての性格が強いことから、森林公園としてよりも、緑化の拠点としての機能強化を図ることとしました。</li> <li>全ての整備終了は平成28年度であり、今後の整備及び管理の在り方について検討を行ったものです。整備終了までは直営で行います。</li> </ul>
	<b>課題</b>	<b>要因分析</b>
	① 指定管理者制度導入による効果の更なる向上を図っていくことが必要です。 ② 直営施設における指定管理者制度導入を進めていくことが必要です。	① 県が施設の一部分しか保有していない施設については、民間等のノウハウを十分に發揮できていません。 ② 他県などでは同種施設について、指定管理者制度を導入し、効果を發揮している例もあります。

<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>		
<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用料を徴収している施設については、引き続き利用料金制の導入を進めます。</li> <li>県が施設の一部しか保有していない施設については、施設の大半を所有する所有者(市町村等)への移管を検討します。</li> <li>平成26年度に指定期間が満了する施設のあり方検討を25年6月～10月に行います。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)</li> </ul> <p>② 経費削減だけに片寄ることなく、運営の質の向上も図っていきます。</p>		
平成25年度・総括評価	<p><b>平成25年度の成果</b></p> <p>指定管理者制度を適用している施設のうち平成26年度に指定期間が満了する10施設について、引き続き指定管理者制度を適用していくこととしました。</p>	<p><b>要因分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>11施設のうち、つつじが岡公園については、平成25年度末をもって館林市に移管されました。</li> <li>残りの10施設については、施設の必要性及び管理運営手法等を検討した結果、サービス向上及び運営効率化を図るため、引き続き指定管理者制度の適用が必要と判断しました。</li> </ul>
	<p><b>平成25年度の課題</b></p> <p>指定管理者制度導入による効果の更なる向上を図っていくことが必要です。</p>	<p><b>要因分析</b></p> <p>施設によっては、民間等のノウハウの活用を通じた成果が明確になっていません。</p>
	<p><b>平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b></p> <p>民間等のノウハウの活用による施設運営の成果を庁内で共有できる仕組みを整備していきます。</p>	
	<p><b>総括評価</b></p> <p><b>A</b></p>	<p><b>理由</b></p> <p>すべての公の施設について、定期的に施設の存廃を含めたあり方から検討を行うことができました。</p>
<b>群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見</b>		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用対効果などを含め難しい面があるが、一定の効果があり制度が適用されている施設があるのだから、具体的な検討を進める4施設も今後何らかの進展を期待したい。</li> <li>赤字でも必要な県施設は残す等、メリハリある施策の展開が必要である。</li> <li>指定期間満了の前年度に検討することは良いと思うが、年度によって検討する施設数が異なる。検討施設数が多いときの効率的な検討方法が求められる。</li> <li>実施が後ろ倒しになってしまった。24年度からはしっかり実施してもらいたい。</li> </ul>	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「成果・課題を踏まえた今後の取組予定」記載の方向で、積極推進すべき。</li> <li>指定管理者制度を拡充していくべき。</li> <li>施設の利用状況と必要性に加え費用対効果の面からも見直しが進められている一方で、改革6(7)「県有施設の計画的かつ効率的な維持管理・整備の推進」でも検討されている。また建物の所在する土地や近隣又は関連施設の整備計画の動向などの影響も考えられることから、諸条件を勘案したトータル的な検討が必要ではないか。</li> <li>指定管理者制度の導入についての主たる検討を当該施設や所管課にゆだねると、その考えや利益が重視され、後ろ向きの議論になりがちである。したがって改革が進まない。ボトムアップ型の意思決定では限界が見られる。</li> </ul>	
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績評価が表れたことを評価する。課題を踏まえ、引き続き取り組むことを期待したい。</li> <li>公共施設のあり方についての検討は、計画期間に限らず定期的に行う必要がある。この3年間で基本事項等を検査的観点から整理した点検表及びあり方検討結果個表等により、必要な運営体制のあり方も含め詳細に検討されていること等を高く評価する。</li> <li>A評価は全施設について適正に評価した点であるが、それぞれの施設の評価ランキングとその向上が目的の一つと考える。各使施設間の比較も今後の改革目標になると考える。</li> <li>(昨年度も言及したが)指定管理者制度の導入についての主たる検討を当該施設や所管課に委ねると、当該施設や所管課の考えや利益が重視され、後ろ向きの議論になりがちである。したがって改革が進まない。ボトムアップ型の意思決定では限界が見られる。</li> <li>ファシリティマネジメントという視点が不足しているので、今後取り組みを強化してもらいたい。</li> <li>指定管理者の導入から数年経ち、その功罪、ノウハウ、効果等について、検討分析できるだけの材料が蓄積されていると思われる。今後の参考資料として分析しておくことが必要と思われる。</li> <li>それぞれの施設の予算等ではなく、群馬県全体の公共施設を俯瞰して考えていく必要性がある。コンベンション施設の建設等を考えると、他の県の公共施設の廃止等を含めた英断も選択肢の一つではないか。</li> </ul>	
担当所属 (総)総務課、各所属		

(MEMO)



(2) 民間ノウハウなどを活用した事業の推進

民間の資金や経営手法、技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備して事業コストの削減を図るPFI事業などに関するガイドラインを策定し、一定の大規模施設整備については、通常手法とPFI事業などによる場合との比較検討を行い、効果が認められた場合には導入を検討します。

また、公共施設の設備の更新などにおいて、民間の省エネルギー診断技術や省エネノウハウを活用し、維持管理コストの削減や温室効果ガス排出削減を図る手法についても検討・実施します。

現状・課題（平成22年度末現在）

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が制定（平成11年7月）されてから平成22年10月までに、全国で実施されているPFI事業は375事業（うち地方公共団体が事業主体のものは278事業、内閣府ホームページ）となっており、課題が指摘されながらも、その有効性について広く認められているところです。

一定の大規模施設の整備・改修が行われる場合に備え、ガイドラインを策定するとともに、可能性調査の実施などにより効果が認められるものについては事業化していく必要があります。

達成すべき成果1

- ① ガイドラインの策定  
PFI事業に限らず、民間の資金、経営手法などを活用した手法について掲載します。
- ② PFI事業（定期借地権活用などの公民連携事業を含む。）の事業化

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 検討 ② PFI事業 0件	目標値	—	—	—
	工程	① <del>ガイドライン策定</del> ② 可能性調査	① <b>ガイドライン策定</b> ② 対象施設などがあった場合の事業化（ <del>定期借地権活用などの公民連携事業を含む。</del> ）	② 対象施設などがあった場合の事業化 i <b>自然史博物館、ESCO事業（契約7月～）</b> ii <b>コンベンション、事業手法検討（年度内）</b>
<b>実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）</b>				
	<b>達成度実績値</b>	<b>B</b>	<b>A</b>	<b>B</b>
	<b>実工程</b>	① 策定まで至らなかった。 ② 学生寮上毛学舎再整備事業について、可能性調査を実施し、民間活力導入の効果が認められた。	① ガイドライン策定（1月） ② 学生寮上毛学舎について、定期借地権設定型等価交換手法により民間のノウハウを活用して整備することとした。	② 自然史博物館におけるESCO事業のための施設整備事業を開始。コンベンションについては、引き続き事業手法の検討を進める。
		<b>関連する取組</b>	<b>関連する取組</b>	<b>関連する取組</b>
		・ フロン類回収対策に係る業界団体と連携した啓発指導事業の推進（環境保全課）	・ 民間のノウハウを活用した省エネ改修工事・維持管理の一体的実施（ESCO事業）（環境政策課） ・ フロン類回収対策に係る業界団体と連携した啓発指導事業の推進（環境保全課） ・ 民間ノウハウなどを活用した県産材の新たな需要創出（林業振興課）	・ フロン類回収対策に係る業界団体と連携した啓発指導事業の推進（環境保全課） ・ 民間ノウハウなどを活用した県産材の新たな需要創出（林業振興課） ・ 民間企業等の資金とマンパワーを活用した県有林の整備（緑化推進課）

			・ 民間企業等の資金とマンパワーを活用した県有林の整備(緑化推進課)	
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	▲1,475,114千円	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	② 定期借地権設定に伴う収入額により相殺される経費	—
<b>実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)</b>				
平成23年度	評価 成果	C		
	② 学生寮上毛学舎再整備事業について、民間活力導入により県や(財)群馬県育成会の追加的な負担なく実現できることが可能性調査により認められたため、代替地における公民連携事業手法による建替再整備を目指すこととしました。	要因分析		
	課題	要因分析		
	① ・ ガイドラインは策定が遅れ、平成24年度に持ち越しになりました。 ・ ガイドライン策定に留まらず、具体的な施設への適用可能性についての検討が必要です。 ② 事業化に係る前提条件の確保(財団、県の追加負担なし、定員200名以上、月額寮費20~30千円以下等)が必要です。	① ・ 平成23年5月のPFI法の改正内容を反映させることとしました。 ・ 個別事業の調査や検討等は、震災の影響等により実施できませんでした。 ② 現有地における建替再整備の場合は、前提条件の確保(定員200名以上、月額寮費20~30千円以下)が困難であること、土地の資産価値の著しい低下が不可避であることから、代替地における建替整備を優先して検討する必要があります。		
<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>				
① 平成23年5月にPFI法が改正されたことから関係政令等の施行を待って、その内容を本県のガイドラインにも反映させることとし、工程を見直しました。				
平成24年度	評価 成果	A		
	① 本県がPFIを進めていくための体制整備が進みました。	① 平成25年1月に「群馬県PFI事業等活用ガイドライン」を策定しました。また、内閣府からアドバイザーの派遣を受け、関係所属等を対象に制度説明・事例紹介等を行いました。		
	② 学生寮上毛学舎について、財団及び県の追加負担なく現有地で再整備することが可能となりました。	② 定期借地権設定型等価交換手法(一部敷地に事業者の定期借地権を設定し、学舎の建替建設費と相殺することとしました。)を活用して整備することとしました。		
	課題	要因分析		
①、② 大規模建設事業等を実施する際に、PFI等の導入可能性の検討について実効性を確保することが必要です。また、県内事業者が応募しやすい環境整備をすることが必要です。	①、② 従来の計画の立案方法では、PFIの採否を検討する機会が設けられていません。また、提案能力や資金調達面から、大手事業者がPFI事業者になることが多くなっています。			
<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>				
①、② ・ 制度に関する理解を進めるため、事業化の検討を支援する庁内組織の設置や県内企業向けのセミナーの開催を検討します。 ・ 事業を実施する際は、関連例規等の整備を行います。 ・ 自然史博物館のESCO事業については、26年4月からの本格運用に向けて、25年7月に契約手続きを、25年度末までに改修を行います。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)				

平成25年度・総括評価	平成25年度の成果	要因分析
	② 自然史博物館におけるE S C O事業において施設整備を行いました。	
	平成25年度の課題	要因分析
	② 大規模建設事業等を実施する際のP F I等の導入可能性の検討等、P F Iのガイドラインをさらに庁内に周知していくことが必要です。	② P F Iを検討するには、事業実施検討段階から行うことが望ましいものの、まだガイドラインの概要を承知している職員が多くはいません。
平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
・事業化の検討を支援する庁内組織（P F I部会）を定期的を開催するなど、庁内へのガイドラインの浸透に取り組んでいきます。		
総括評価	理由	
B	P F I事業に関するガイドラインを策定し、P F I事業実施に当たっての運用方針を示すことができました。 P F Iを含むP P P事業について、自然史博物館においてE S C O事業を実施するとともに、上毛学舎の整備の事業を実施し、県の負担軽減を果たすことができました。	
<b>群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見</b>		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的に進める姿勢を県民にもっと見せるべきである。</li> <li>課題の指摘もあるが有効性が認められているP F I事業の検討に入ったことはよいことである。上毛学舎再整備事業の可能性調査実施は、今後の事業化につながって行けばよい。</li> <li>ガイドライン有りきにならないように、可能性調査や実施の事例を増やしてから、また他県の事例を多く研究してから、ガイドラインを策定する方が良いと考える。</li> <li>実施が後ろ倒しになっており、実施できない理由の後付け作成に走らないでほしい。</li> <li>引き続き新たな事業の実施可能性について検討をしてほしい。</li> </ul>	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインの整備及び上毛学舎の事業化といった進展のあった年度として、24年度のA評価は納得できる。25年度目標の自然史博物館のE S C O事業にも期待したい。</li> <li>上毛学舎については早急な着工及び竣工を期待する。また、高崎の競馬場跡地の利用についてもP F Iがつかえないか。</li> <li>改善・改革の対象探しをするのではなく、更なる改善改革を進める事業があって導入を検討することで良いのではないか。他県の実施事例や成功事例からノウハウを得て実施する方が有効で効果的である。</li> <li>P F I事業については、事業開始後有用性に疑問の持たれる事例も他の都道府県で発生しており、本事例の今後の運用について、十分な配慮が必要であるとともに、メリット・デメリットの認識とノウハウの習得の場として、今後の取り組みに活かすことを望む。</li> <li>P F Iの導入判断について、県としての判断を行う全庁的な検討委員会の設置など、実効性を担保する必要がある。</li> </ul>	
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間資金や経営手法を活用したビジネスモデルの導入にあたっては、専門的な知識とノウハウの習得の他、分析・企画・提案力等の養成も必要である。県民にとって有益で継続して事業運営を行っている公共施設において、更なる事業コスト削減の追求は、厳しい財政環境にあっては当然に取り組むべき課題であり評価する。引き続き推進されたい。</li> <li>ガイドラインに沿った対象事業の点検を済ませることが当面の目標だと考える。</li> <li>V F M (Value For Money：県民が支払うお金(税金など)に対して最も価値の高いサービスを提供する考え方)の観点から、積極的に推進されたい。そのためには、P P P (Public Private Partnership) について、職員への啓蒙が重要。また、最近、P F Iの失敗事例も散見されるので、採用時の審査、枠組みづくり等、慎重に願いたい。</li> <li>(昨年度も言及したが) P F Iの導入判断についても、担当課長による判断のみならず、県としての判断を行う全庁的な検討委員会の設置など、実効性を担保する必要がある。</li> </ul>	
担当所属 (総)総務課、各所属		

(MEMO)



(3) 市場化テストの活用

公の施設の管理などについて、県と民間とが運営方法や経費をそれぞれ提案し、どちらが効率的にできるかを競う市場化テストをモデル的に実施し、効果が認められた場合には導入を検討します。

現状・課題（平成22年度末現在）

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）が平成18年に施行され、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務次官通知）に「市場化テストの積極的な活用」について明記されていますが、現在のところ群馬県での市場化テストの実績はありません。

達成すべき成果1

- ① 推進期間中にモデル事業の実施・検証を行うべく対象の選定を進めます。
- ② 県直営の公の施設に指定管理者制度を適用するに当たり、民間市場の成熟度や民間による管理運営の的確性を確認する必要があると判断した場合に、市場化テストの手法を用いて、県民サービスの一層の向上につながる管理運営方法を選択します。
- ③ 上記の取組によっても適当なモデル事業が選定できない場合は、民間からの提案に基づき対象を選定する方法などについて検討をしていきます。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度	
市場化テスト実施件数 0件	目標値	推進期間中にモデル事業1件			
	工程	<del>① 対象事業選定、実施要領の作成</del> ② 指定管理者の選定に適用することの検討、実施	<del>① モデル事業の実施・検証の上、今後の行政改革に資する取組か否かを検証</del> <b>対象事業選定、実施要領の作成</b> ② 指定管理者の選定に適用することの検討、実施 <del>③ 民間提案型手法の検討</del>	<del>① モデル事業の実施・検証の上、今後の行政改革に資する取組か否かを検証</del> <b>対象事業選定、実施要領の作成</b> ② 指定管理者の選定に適用することの検討、実施（～2月、他県等の類似施設調査）	
	<b>実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）</b>				
	達成度	<b>C</b>		<b>D</b>	
実績値	0件		0件		
実工程	② 一部の直営施設について、直営と指定管理者制度導入した場合の比較を実施する方針を策定		① 対象事業選定なし ② 新規導入なし	① 対象事業選定なし ② 直営で運営している公の施設うち、16施設について、他県等の指定管理者制度導入施設の調査を開始。	
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—		—	
	金額(万円)	—		—	
	内容	—		—	

実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし）

評価	D	要因分析
平成23年度	② ・平成23年度に「県が直接管理運営している施設等のあり方検討を受けた方針」を策定し、群馬会館について、以下の調査等を行い、指定管理者制度を導入した場合と県直営の場合のどちらが効率的・効果的な運営ができるか、平成24年度に比較検討をすることとしました。 (1) 県内事業者の参入意向等調査 (2) 他県等の指定管理者を導入している類似施設についての調査	② 現時点で、費用対効果が見込めるような事業がないことから、「県が直接管理運営している施設等のあり方検討を受けた方針」に基づき、他県等の指定管理者制度を導入している複数の類似施設との間でサービス面、費用等に係る簡易な公民比較を進めることとしました。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ぐんま男女共同参画センターほか15施設については、平成26年度までに、他県等の指定管理者制度を導入している複数の類似施設について調査し、メリット・デメリットを明らかにすることとしました。</li> </ul>	
	<b>課題</b>	<b>要因分析</b>
	① 手続きが煩雑であり、その手続きを実施する費用対効果が不明であることが課題です。	
	<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>	
	①・② 23年度の検討では対象として適するものがなく、当面はいくつかの直営の公の施設について簡易的な官民比較を進めるとともに、対象事業の選定に引き続き取り組むこととしたため、工程を見直しました。	
	③ 民間提案型手法については、今後の取組の結果を踏まえて改めて検討することとしたため、工程から削除しました。	
平成24年度	<b>評価</b>	<b>D</b>
	<b>成果</b>	<b>要因分析</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テストの実施に向けた検討は進みませんでした。</li> <li>債権回収業務をテーマに官民連携やアウトソーシングに関する理解を深めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テストは、効率的・効果的な公共サービスを提供するための有効な手段ですが、現時点では対象となり得る業務について見だせていません。</li> <li>内閣府公共サービス改革推進室と協力して、公金の債権回収業務に関する官民連携フォーラムを開催しました。</li> </ul>
	<b>課題</b>	<b>要因分析</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テストの実施環境が整っていません。</li> <li>市場化テストは、手続きが煩雑であるとともに、一定規模の事業でないと効果が乏しい傾向があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの従来の業務委託等で対応することも可能となっています。</li> </ul>
	<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き県内外の情報収集を行うとともに、仕事の見直しにおいて、改革手段の1つとして検討を行います。</li> <li>平成26年2月を目途に、直営施設の指定管理者制度導入に係る検討（指定管理者制度導入している他の自治体の類似施設との比較）を実施します。（※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえて一部追記しました。）</li> </ul>	
平成25年度・総括評価	<b>成果</b>	<b>要因分析</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テストの実施に向けた検討は進みませんでした。</li> <li>ぐんま男女共同参画センターほか15施設について、平成26年4月までに、他県等の指定管理者制度を導入している複数の類似施設について調査し、メリット・デメリットを明らかにするよう検討を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テストは、効率的・効果的な公共サービスを提供するための有効な手段ですが、現時点では市場化テストの運用に要するコストと比べ、効果が見込める業務が見だせていません。</li> </ul>
	<b>課題</b>	<b>要因分析</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テスト法に基づく場合、手続きが煩雑であるとともに、一定規模の事業でないと効果が乏しい傾向があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの従来の業務委託等で対応することも可能となっています。</li> </ul>
	<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ぐんま男女共同参画センターほか15施設について、類似施設についての調査結果を基に、市場化テストの手法を参考にできないか、検討を進めます。</li> </ul>		
<b>総括評価</b>	<b>理由</b>	
<b>D</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>達成すべき成果1に掲げた、モデル事業が実施できていません。</li> <li>県直営の公の施設に指定管理者制度を適用するに当たり、市場化テストの手法を用いた検討が行われていません。</li> </ul>	

**群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見**

平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理想的だが現実が伴っておらず、手続きも煩雑で実績もない。制度導入の可否の検討にとどまっておらず、後向きの姿勢を感じる。</li> <li>・ 23年度の取組は、公の施設のあり方検討で行っていることと同じではないか。</li> <li>・ 「課題」に記載されている事項は現時点での課題には当たらない。モデル実施後に課題が設定されるはず。実績値の評価は「D」が適当である。工程の修正等、取組がかなり後退している。</li> <li>・ 実施が後ろ倒しになっており、実施できない理由の後付け作成に走らないでもらいたい。</li> <li>・ 民間提案型手法は①、②の実施が前提となっているが、①、②の取組に関係なく実施してはどうか。</li> <li>・ 県職員が直接行うべきかを整理した上でメリハリのある市場化テストを検討すべき。</li> <li>・ 市場化テストに係る委員会を設置し権限を持たせて進めていくことも必要ではないか。</li> </ul>
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共サービスに更なる改善・改革を検討する過程で有効で妥当な手法として導入を検討すべきであり、導入したい手法に適する事業探しをすべきでない。他県での実施事例や成功事例からノウハウを得て実施する方が有効で効率的である。</li> <li>・ 23年度の「成果」として、「他県等の類似施設の状況調査」、「要因分析」として、「他県の類似施設との間で簡易な公民比較を進めることとしました」とあるにも拘わらず、24年度「今後の取組予定」で、同様の記載（他県の類似施設との比較）がある。本件に対する取組意識の低さを感じられる。やらないなら、やらないで、ズルズル先延ばしせず、きちんと合理的に整理してもらいたい。</li> <li>・ 市場化テストについて、ボトムアップ的な手法ではなく、一定の権限を与えられた監理委員会等の外部機関を設置し推進しなければ活用されない。</li> </ul>
平成 25 年度 ・ 総 括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来からの業務委託で対応可能ではないか。「市場化テスト」は煩雑ではないか。</li> <li>・ 市場化テストが実施できない理由は、対象とする事業がテストを実施する前に、民間に任せの方がよい（たとえば指定管理者）とか、官が直営でやった方がよいとかの結果がわかってしまうということか。他県での類似事業での採用事例もあるにもかかわらず、実施を目標に掲げていてなぜ実施できなかったのか理解できない。</li> <li>・ 「調査・検討」から「活用・実施」へと進めてもらいたい。</li> <li>・ 参加の期待される事業者はテスト対象の事業によると思われる。事業者側にメリットがなければ参加は期待されない。実績なしの現状は、先行して行うべき市場調査のないままに実験的に掲げられた政策のように思われる。</li> <li>・ （昨年度も言及したように）市場化テストについて、ボトムアップ的な手法では前進せず、一定の権限を与えられた監理委員会等の外部機関を設置し推進しなければ、活用されない。推進の方法を根本から転換する必要がある。</li> </ul>
担当所属（総）総務課、各所属	

(MEMO)

(4) 協働事業の推進

様々な行政分野において、「新たな公」の担い手として期待されるNPOなどとの協働事業を推進し、より効果的な事業の執行を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

時代の変化とともに社会的ニーズが多様化し、公共サービスの提供は、行政だけでなく多様な主体が担うことで、より効果的な提供が可能となっており、また、県民の社会貢献意識が高まり、多様な主体による活動も活発化しています。

そこで、よりよい公共サービスを提供するため、「新たな公」（行政機関だけでなく、NPOや市民、企業など多様な主体が支える公共的な役割や仕組み）の担い手として期待されるNPOなどとの協働や連携の推進が求められています。

達成すべき成果1

「協働」は、今後の地域社会を考える上での重要な概念・手段であり、以下のとおりNPOと行政との協働に関する指針（平成20年2月）における「協働推進のための環境整備」に沿った環境整備を図ります。

① NPO協働提案パイロット事業の拡充、協働事業報告会など事後検証のための仕組み（ふりかえり）の充実、パートナー育成に向けた取組の充実

② 協働の理解促進のための県・市町村職員研修の実施、県・市町村間の連携強化

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① NPO・ボランティアとの協働の取組（県事業） 92事業（H22年度） ② NPOと行政との協働推進会議 2回開催 県・市町村職員向け研修 1回開催（H21年度）	目標値	① 100事業	① <del>105</del> 事業 <b>115事業</b>	① <del>110</del> 事業 <b>120事業</b>
	工程	① NPO協働提案パイロット事業の実施、NPO・ボランティアとの協働の拡大 ② 県・市町村職員研修の実施、協働プラットフォーム意見交換会の継続実施	① NPO協働提案パイロット事業の実施、NPO・ボランティアとの協働の拡大 ② 県・市町村職員研修の実施、協働プラットフォーム意見交換会の継続実施	① <del>NPO協働提案パイロット事業の実施</del> 、NPO・ボランティアとの協働の <b>拡大</b> 継続 ② <del>県・市町村職員研修の実施</del> 、協働プラットフォーム意見交換会の継続実施
	<b>実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）</b>			
	達成度	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
実績値	① 111事業 ② 協働推進会議 2回開催 職員向け研修 1回開催	① 101事業 ② 協働推進会議 1回開催 職員向け研修 1回開催 協働プラットフォーム意見交換会 1回開催	① 95事業 ② 協働推進会議（地域づくり協働モデル事業事例発表会） 1回開催 協働プラットフォーム意見交換会 5回開催	
実工程	① NPO協働提案パイロット事業の実施 ② 県・市町村職員研修の実施、協働プラットフォーム意見交換会の実施	① NPO協働提案パイロット事業の実施（7～2月） ② 県・市町村職員研修の実施（10月）、協働プラットフォーム意見交換会の実施（3月）	① 地域づくり協働モデル事業成果報告会（8月）・事例発表会（10月） ② 協働プラットフォーム意見交換会の実施（9～11月）	
<b>事務量削減及び財政的效果（見込）</b> ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—



実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)

評価		B		
平成 23 年度	<b>成果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO協働提案パイロット事業により、「安全・安心な地域づくり」や「環境保護」といった社会問題の解決に向けて、効果的な協働事業を実施することができました。</li> <li>・ 協働事業報告会では、行政、NPOがそれぞれの立場で協働・連携・相乗効果などの事業検証を行うことができました。</li> <li>・ 「群馬県非営利団体の活動支援基金を活用したNPO等活動支援事業」、「市民力養成講座」、「地域連携セミナー」を実施し、協働のパートナーであるNPOの育成に努めました。</li> <li>・ 「協働に関する県・市町村職員研修」を実施し、協働理解を促進しました。</li> <li>・ 「市民活動支援スタッフ情報交換会」、「中間支援組織提案型支援力強化事業」、「地域連携セミナー」を実施し、県・市町村間の連携強化を図ることができました。</li> <li>・ 県全体としては、様々な分野において行政（県・市町村）とNPOなどとの協働や連携の推進を図ることができました。</li> </ul>	<b>要因分析</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の社会貢献等についての関心が非常に高く、協働事業を効果的に実施することができました。</li> </ul>
	<b>課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修等への県・市町村職員の参加が少ないため、参加促進を図る効果的な取組を検討する必要があります。</li> </ul>	<b>要因分析</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県や市町村の職員の協働や連携についての関心が比較的低いため、研修等への参加者も少ない状況があります。</li> </ul>
	<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23年度の実績値が目標値を上回ったため、目標値を再設定しました。</li> </ul>	
	評価		B	
	平成 24 年度	<b>成果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO協働提案パイロット事業により、「安全・安心な地域づくり」や「環境保護」といった社会問題の解決に向けて、効果的な協働事業を実施することができました。</li> <li>・ 協働事業報告会では、行政、NPOがそれぞれの立場で協働・連携・相乗効果などの事業検証を行うことができました。</li> <li>・ 「群馬県非営利団体の活動支援基金を活用したNPO等活動支援事業」、「市民力養成講座」、「地域連携セミナー」を実施し、協働のパートナーであるNPOの育成に努めました。</li> <li>・ 「協働に関する県・市町村職員研修」を実施し、協働理解を促進しました。</li> <li>・ 「市民活動支援スタッフ情報交換会」、「中間支援組織提案型支援力強化事業」、「地域連携セミナー」を実施し、県・市町村間の連携強化を図ることができました。</li> <li>・ 県全体としては、目標値には達しませんが、様々な分野において行政（県・市町村）とNPOなどとの協働や連携の推進を図ることができました。</li> </ul>	<b>要因分析</b>
<b>課題</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「群馬県非営利団体の活動支援基金」を活用した「NPO等活動支援事業」の終了(25年3月末)後のNPO等支援の方策を検討する必要があります。</li> </ul>	<b>要因分析</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO等の運営基盤を強化し協働を促進するため、支援の継続が必要です。</li> </ul>

<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>協働のパートナーであるNPO等を育成し、地域での協働を促進するため、地域に根ざした中間支援組織の支援力の強化を図ります。</li> <li>協働の実践事例や成果の共有により、自治体職員における協働の考え方の定着を図ります。</li> <li>NPO協働提案パイロット事業の実施及び県・市町村職員研修の実施については、一定の成果をあげ、その役割を果たしたと判断されることから、24年度を持って廃止としました。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)</li> </ul>	
平成25年度・総括評価	<b>平成25年度の成果</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり協働モデル事業について、市町村市民活動支援担当者や庁内職員を対象とした事例発表会や事例集の発行・配布を行い、協働の事例の周知を行いました。</li> <li>「市民活動支援スタッフ研修会」、「地域連携セミナー」、「NPO個別相談」、「市民活動支援担当者会議」を実施し、協働のパートナーであるNPOの育成および市町村センターの支援力強化、県・市町村間の連携強化を図ることができました。</li> <li>県全体としては、目標値には達しませんが、様々な分野において行政(県・市町村)とNPOなどとの協働や連携の推進を図ることができました。</li> </ul>
	<b>要因分析</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23～24年度に実施した事業の成果を事例発表会の実施や事例集の作成により具体的な協働の事例を共有することで、協働に対する考え方について周知を図ることができました。</li> <li>特に事例集では、地域課題の解決に向け協働した事例を紹介しており、各地域での課題解決に向けての提案を行うことができました。</li> <li>基金事業終了により、24年度で終了した事業があったため、取組件数はやや減少傾向にありますが、形を変えて継続する事業があるなど、協働の取り組みは着実に定着しつつあると考えられます。</li> </ul>
	<b>平成25年度の課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい県財政の中で、NPO等との「協働」によるメリット・効果の理解を進める必要があります。</li> </ul>
	<b>要因分析</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政において、NPO等との協働の方法について改めて考えることが必要となっています。</li> </ul>
	<b>平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に根ざした協働を進めるため、市民活動支援センターの機能強化に努めます。</li> <li>協働の実践事例や成果の共有をさらに進め、自治体職員における協働の考え方の柔軟性と定着を図ります。</li> </ul>
<b>総括評価</b> <b>B</b>	<b>理由</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県事業におけるNPO・ボランティアとの協働の取り組み数については、目標値を達成することができませんでしたが、事例を共有することにより行政職員に協働への理解促進を図ったり、NPO・市民活動支援センターの機能強化を図ることができ、一定の成果を上げることができました。</li> </ul>
<b>群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見</b>	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働事業の実績は目標値以上となったが、県民の社会貢献等の意識の高さに比べ県市町村の職員の関心の低さが指摘されている。積極的な取組を継続してもらいたい。</li> <li>NPO等との協働事業がこんなにも多くあることが県民に知られておらず、効果の報告が不足している。県ホームページの「NPOと県との協働」のカテゴリにも「NPO協働提案パイロット事業」で実施したいくつかの事業しか掲載されていない。</li> <li>特に防災時等には地域のNPOやボランティア団体との連携が必要であり、他県の事例等を分析し進めることが重要である。</li> <li>「成果あり」と評価しているが、具体的なアウトカムを測定した上での判断なのかが不明確である。</li> </ul>
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>25年度の目標は125でも良いのではないかと。継続してNPO支援が必要。</li> <li>NPO活動分野毎にNPOの数・力量に濃淡がないか確認し、全分野において力強い協働ができるようにNPO設立を促す努力が必要。</li> <li>協働事業においては、NPOの特徴、課題、可能性をよく理解しておく必要がある。行政サービスで手の届かないところを代行する役割だけを求めるのではなく、NPOとしての長所は伸ばし、短所は正す姿勢が必要である。NPO側は、政策に取り込まれたり、政策を陳情するだけではなく市民として、政策の矛盾を指摘し、問題提起する主体でなければならない。</li> <li>協働事業の過去の実例とその効果検証結果を積極的に公表していくことが求められる。</li> </ul>

平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働事業の過去の実例をとりまとめ公表したことは大いに評価できる。</li> <li>・ ホームページには成功事例の紹介があるが、成功に至らなかった事例の掲載があっても良いのではないか。</li> <li>・ 協働事業は離陸を始めた段階なので、プラットフォーム意見交換の充実等の事業拡大の仕掛けの拡充（県のリーダーシップ）を期待する。</li> <li>・ 3年間の協働事業の実績としては妥当なものと思われる。協働事業は件数も大切であるが事業の内容及び事業の継続と充実が重要である。協働対象事業が市町村の事業に関連しているようなケースでは、市町村と連携し市町村職員の教育を兼ねた取組みも考えられる。</li> <li>・ 意義のあるNPOとの協働を進めるとともに、社会的存在意義のない幽霊NPOの整理も進めて欲しい。</li> <li>・ 本来、官のやるべきことを、やらされていると考えるNPOもあるようであり、協働すべき事業、仕事の範囲について、きちっと、NPOと話し合いを進めていって欲しい。</li> <li>・ 行政職員に対し、NPO・ボランティア団体との協働のための意識改革を進めてもらいたい。</li> <li>・ 目標数値に捉われず、必要なノウハウが吸収できるよう、検討をすることも必要である。</li> </ul>
担当所属	NPO・多文化共生推進課

(5) 公社・事業団改革

県が出資している公社・事業団などについて、各団体の自立を促し、県の人的・財政的関与を縮小することを基本として、団体数の縮小を含めた改革を引き続き行います。

現状・課題（平成22年度末現在）

公社・事業団などは、県の出資比率が25%以上で、県行政と密接に関連している団体であり、公益的な事業を県に代わって実施するなど、県行政を補完する役割を果たしています。  
このうち、社会情勢の変化などにより設立当初の目的を達成したと思われる団体や、経営状況が悪化し、持続的な経営ができない状況に陥っている団体については、解散を含め、そのあり方を見直すとともに、その他の団体についても、自立的な運営を促し、県の関与をできるだけ縮小していく必要があります。

達成すべき成果1

- ① 平成22年度に策定した「公社・事業団等の見直し方針」に基づき、各団体のあり方の見直し及び県の人的・財政的関与の縮小を行います。
- ② 各団体の財務状況などについて定期的に調査を実施し、安定した経営ができるよう、事務・事業の見直しや財政基盤の強化などについて指導・助言を行います。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度	
① ア 公社・事業団数 30団体 (H23年3月31日現在) 28団体 (H23年4月1日現在) イ 人的・財政的関与縮小に取り組んでいる。 ② 毎年度、全団体に定期調査を実施している。	目標値	①ア H25年度末までに26団体			
	工程	① ア あり方の見直し  イ 人的・財政的関与縮小を実施 ② 全団体に調査を実施、安定した経営ができるよう指導・助言	① ア あり方の見直し  イ 人的・財政的関与縮小を実施 ② 全団体に調査を実施、安定した経営ができるよう指導・助言	① ア あり方の見直し、「見直し方針」の見直し（26年1月までに）  イ 人的・財政的関与縮小を実施 ② 全団体に調査を実施、安定した経営ができるよう指導・助言	
	<b>実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）</b>				
	達成度	<b>A</b>		<b>A</b>	
	実績値	①ア <del>27</del> 26団体 (H24年4月1日現在)		①ア <del>27</del> 26団体 (H25年4月1日現在)	
実工程	① ア 1団体を解散、 <b>1団体が出資比率の変化から公社・事業団等の対象外</b> イ 職員派遣数(H23) △15人 (28人→13人) 当初予算額 △4,729千円  ② ・ 調査実施	①  イ 職員派遣数(H24) △ <del>1</del> 7人 (13人→ <del>12</del> 6人) 当初予算額 △ <del>328,578</del> 千円 △476,985千円  ② ・ 調査実施 ・ 「知事の調査等の対象となる法人を定める条例」を制定	① ア ・ 2団体が解散 ・ 「見直し方針」の見直し延期 イ 職員派遣数(H25) △0人 (6人→6人) 当初予算額 △147,446千円  ② ・ 調査実施		

		関連する取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>尾瀬保護財団への人的・財政的関与のあり方の検討(尾瀬保全推進室)</li> <li>群馬県農業公社の抜本的な改革(農政課)</li> <li>所管出資法人(群馬県馬事公苑)に対する定期的調査(畜産課)</li> </ul>	関連する取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>尾瀬保護財団への寄附金増加への取組(自然環境課)</li> <li>(社)群馬県林業公社に係る民事再生手続き(林政課)</li> <li>(財)群馬県森林・緑整備基金への関与縮小及び一般財団法人移行(林政課)</li> <li>(公財)群馬県農業公社の抜本的な改革(農政課)</li> <li>(公財)群馬県馬事公苑に対する定期的検査(畜産課)</li> <li>(財)群馬県労働福祉センターの公益認定(労働政策課)</li> </ul>	関連する取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>(社)群馬県林業公社に係る民事再生手続き(林政課)</li> <li>(公財)群馬県農業公社の抜本的な改革(農政課)</li> <li>所管出資法人((公財)群馬県馬事公苑)に対する定期的調査(畜産課)</li> </ul>
<b>事務量削減及び財政的効果(見込)</b>  ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	▲15人	▲ <del>7</del> 7人	±0人
	金額(千円)	▲406,519	▲ <del>386,931</del> 535,338	▲147,446
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>県派遣縮小に係る人件費 124,500千円</li> <li>(財)前橋勤労者総合福祉振興協会解散に伴う寄付 35,000千円</li> <li>(財)群馬県企業公社解散に伴う寄付金 247,019千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(財)群馬県公園緑地協会解散に伴う補助金及び委託料の減額 <del>328,573</del>476,985千円</li> <li>(財)群馬県公園緑地協会解散に伴う寄付 58,353千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見直しに伴う補助金及び委託費の減額 147,446千円</li> </ul>
<b>実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)</b>				
平成23年度	評価	B		
	成果	要因分析 <ul style="list-style-type: none"> <li>「公社・事業団等の見直し方針」に基づく、人的関与の見直しを進めた結果、大幅な減少となりました。</li> <li>団体数の減は、(財)群馬県公園緑地協会の解散によるものです。及び(公財)群馬県建設技術センターが公社・事業団等でなくなったためです。</li> </ul>		



<p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各団体の状況を個別に考慮しながら、さらなる職員引き上げを検討する必要があります。</li> <li>引き続き県の財政的関与の縮小を図っていく必要があります。</li> <li>財務状況等の正確な把握が課題です。</li> </ul>	<p><b>要因分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公社・事業団の中には、県の財政的関与を前提として経営している団体があることから、引き続き予算査定において、各団体の財務状況・活動状況を十分に検討し、県の財政的関与について見直しを行うことが必要です。</li> <li>平成23年度包括外部監査で損失補償を行っている場合は、「多額の県民負担が発生しないよう常に業績等の管理を行い、適時に対応措置をとることが望まれる。」との意見が出されました。</li> </ul>		
<p><b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b></p> <p>—</p>			
<p>平成24年度</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 604 817 1527"> <p><b>評価</b>   <b>B</b></p> <p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の人的関与の状況(△<del>3</del>12人) <ul style="list-style-type: none"> <li>○常勤役員：H23 県派遣0人、県OB22人 →H24 県派遣0人、県OB<del>22</del>22人</li> <li>○常勤職員：H23 県派遣13人、県OB18人 →H24 県派遣<del>12</del>6人、県OB<del>15</del>13人</li> </ul> </li> <li>※ 公社・事業団への県職員の派遣を削減しました。(総務課、人事課)</li> <li>県の財政的関与の状況 (△<del>328,578</del>476,985千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>※うち公園緑地協会の廃止に伴う影響額 △249,928千円</li> <li>※うち建設技術センターが公社・事業団等でなくなったことによる影響額 △148,407千円</li> </ul> </li> <li>○H23当初予算額4,380,004千円 →H24当初予算額<del>4,051,426</del>3,903,019千円</li> <li>※ 予算査定において県の財政的関与のチェックを行いました。また、県が出資している団体に調査を実施し、経営状況を把握しました。(財政課)</li> <li>団体数：H24当初 <del>27</del>26団体 →H25当初 <del>27</del>26団体</li> <li>指導・助言の対象と根拠が明確化されました。</li> </ul> </td> <td data-bbox="817 604 1428 1527"> <p><b>要因分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公社・事業団等の見直し方針」に基づき、団体の自主・自立的な運営を促す観点から県による人的・財政的関与の見直しを進めました。</li> <li>「知事の調査等の対象となる法人を定める条例」を制定しました。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p><b>評価</b>   <b>B</b></p> <p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の人的関与の状況(△<del>3</del>12人) <ul style="list-style-type: none"> <li>○常勤役員：H23 県派遣0人、県OB22人 →H24 県派遣0人、県OB<del>22</del>22人</li> <li>○常勤職員：H23 県派遣13人、県OB18人 →H24 県派遣<del>12</del>6人、県OB<del>15</del>13人</li> </ul> </li> <li>※ 公社・事業団への県職員の派遣を削減しました。(総務課、人事課)</li> <li>県の財政的関与の状況 (△<del>328,578</del>476,985千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>※うち公園緑地協会の廃止に伴う影響額 △249,928千円</li> <li>※うち建設技術センターが公社・事業団等でなくなったことによる影響額 △148,407千円</li> </ul> </li> <li>○H23当初予算額4,380,004千円 →H24当初予算額<del>4,051,426</del>3,903,019千円</li> <li>※ 予算査定において県の財政的関与のチェックを行いました。また、県が出資している団体に調査を実施し、経営状況を把握しました。(財政課)</li> <li>団体数：H24当初 <del>27</del>26団体 →H25当初 <del>27</del>26団体</li> <li>指導・助言の対象と根拠が明確化されました。</li> </ul>	<p><b>要因分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公社・事業団等の見直し方針」に基づき、団体の自主・自立的な運営を促す観点から県による人的・財政的関与の見直しを進めました。</li> <li>「知事の調査等の対象となる法人を定める条例」を制定しました。</li> </ul>
<p><b>評価</b>   <b>B</b></p> <p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の人的関与の状況(△<del>3</del>12人) <ul style="list-style-type: none"> <li>○常勤役員：H23 県派遣0人、県OB22人 →H24 県派遣0人、県OB<del>22</del>22人</li> <li>○常勤職員：H23 県派遣13人、県OB18人 →H24 県派遣<del>12</del>6人、県OB<del>15</del>13人</li> </ul> </li> <li>※ 公社・事業団への県職員の派遣を削減しました。(総務課、人事課)</li> <li>県の財政的関与の状況 (△<del>328,578</del>476,985千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>※うち公園緑地協会の廃止に伴う影響額 △249,928千円</li> <li>※うち建設技術センターが公社・事業団等でなくなったことによる影響額 △148,407千円</li> </ul> </li> <li>○H23当初予算額4,380,004千円 →H24当初予算額<del>4,051,426</del>3,903,019千円</li> <li>※ 予算査定において県の財政的関与のチェックを行いました。また、県が出資している団体に調査を実施し、経営状況を把握しました。(財政課)</li> <li>団体数：H24当初 <del>27</del>26団体 →H25当初 <del>27</del>26団体</li> <li>指導・助言の対象と根拠が明確化されました。</li> </ul>	<p><b>要因分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公社・事業団等の見直し方針」に基づき、団体の自主・自立的な運営を促す観点から県による人的・財政的関与の見直しを進めました。</li> <li>「知事の調査等の対象となる法人を定める条例」を制定しました。</li> </ul>		
<p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各団体の状況を個別に考慮しながら、さらなる職員引き上げを検討する必要があります。</li> <li>引き続き県の財政的関与の縮小を図っていく必要があります。</li> <li>これまでの人的・財政的関与の見直しに加え、公社・事業団の運営に対する指導にも重点を置いた取り組みを進めていく必要があります。</li> </ul>	<p><b>要因分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公社・事業団の中には、県の財政的関与を前提として経営している団体があることから、引き続き予算査定において、各団体の財務状況・活動状況を十分に検討し、県の財政的関与について見直しを行うことが必要です。</li> <li>公益法人制度改革に伴い、公社・事業団等に対する監督体制は、従来の主務官庁(県の所管課)による監督から、一般社団・財団法人と公益社団・財団法人とで異なることになるなどの変更がありましたが、出資等の行政目的に沿った効率的・効果的な運営がなされているか、出資金等を基本財産として設定し、処分制限が定款に定められているかなど、引き続き指導等を行っていく必要があります。</li> </ul>		

<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年1月までに、「公社・事業団等の見直し方針」について、調査等の具体的な指導の内容を定めるなど、指導にも重点を置いた方針となるよう見直しを行います。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえて一部追記しました。)</li> </ul>	
平成25年度・総括評価	<b>平成25年度の成果</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の人的関与の状況(+1人) <ul style="list-style-type: none"> <li>○常勤役員：H24 県派遣0人、県OB22人 →H25 県派遣0人、県OB20人</li> <li>○常勤職員：H24 県派遣6人、県OB13人 →H25 県派遣6人、県OB16人</li> </ul> </li> <li>県の財政的関与の状況(△147,446千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>○H24当初予算額3,903,019千円 →H25当初予算額3,755,573千円</li> </ul> </li> <li>※ 予算査定において県の財政的関与のチェックを行いました。また、県が出資している団体に調査を実施し、経営状況を把握しました。(財政課)</li> <li>団体数：H25当初 26団体 →H26当初 24団体</li> </ul>
	<b>要因分析</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公社・事業団等の見直し方針」に基づき、団体の自主・自立的な運営を促す観点から県による人的・財政的関与の見直しを進めましたが、県派遣職員の減少には至りませんでした。県OBの増加は、これまでも常勤でしたが時短勤務であったため、非常勤としていた職員を常勤として扱ったためです。</li> <li>団体数の減は、(財)群馬県保健文化賞基金のみなし解散及び(社)群馬県林業公社の解散によるものです。</li> </ul>
	<b>平成25年度の課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各団体の状況を個別に考慮しながら、さらなる職員引き上げを検討する必要があります。</li> <li>総務省において、第三セクター等の改革に関する新指針が、平成26年度初めに策定されることから、本県の「公社・事業団等の見直し方針」についてもそれに対応した方針とする必要があります。</li> </ul>
	<b>要因分析</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務省が作成する新指針には、公益法人制度改革後の自治体の第三セクター等への関与のあり方のほか、これまでの指針にはなかった第三セクター等の活用が盛り込まれるなど、本県にも大きく関係する指針となることから、その内容を十分に踏まえた上で、「公社・事業団等の見直し方針」の策定が必要です。</li> </ul>
<b>平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>	
<p>公社・事業団等の多くは、第三者機関である群馬県公益認定等審議会において、実施事業の公益性が認められ公益法人となったことから、これまでどおり安定した経営ができるよう指導・助言を行っていくとともに、団体をこれまで以上に活用していくことを検討する必要があります。</p>	
<b>総括評価</b>	<b>理由</b>
<b>B</b>	公社・事業団等の団体数が目標値まで到達するとともに、県の財政的関与も毎年度減少しています。一方で、平成26年1月までに策定することとしていた「見直し方針」は国の動向を踏まえ、策定を延期しました。
<b>群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見</b>	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的関与の見直しについて大きな実績が得られた。</li> <li>財政的関与額の削減は進んでいない。</li> <li>公社・事業団の働き方(必要性、効率化)こそ厳格にチェックすべき。</li> <li>各団体に自立を促すとともに、必要な公社・事業団は必要性を明確にし残すことも重要である。</li> </ul>
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も情報公開し、経営状態の透明性を確保していただきたい。</li> <li>27団体のアウトプットが県の財政的関与に相応するものか確認が必要。</li> <li>運営のパフォーマンスを上げることは必要なるも、今一度、公社・事業団の全業務を対象に設立目的・所管事項・組織人員等の詳細、社会情勢の変化と現活動とのギャップ等を一覽的に調査チェックし、維持・新規・統合・廃止・民間協働・委託等による新たな業務体系と組織体系を構築する必要がある。民間人の役員登用も考えられる。</li> <li>公社・事業団から県に引き上げた職員の人数が、そのまま県本体の職員数の増加になっているのでは意味がない。</li> </ul>

平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の事業の代行や補完を目的に設立されている公社・事業団の改革・計画は業務の種類や組織・人員などによって内容は異なる。自主・自律的な運営に至る期間も異なることから、それぞれ県の人的・財政的関与の度合いも異なる。3年間の実績としては妥当なところと思われる。今後、総務省の新指針が予定されているが、業務処理の効率化、経費削減の方向は変わらないので、人材(プロパー等)の育成と業務の改善・定着化により県が関与する常勤役員・職員の弾力的な削減を期待したい。</li> <li>・ 公社・事業団等のアウトプット(成果)が、期待に沿うものか否か、チェックして欲しい。</li> <li>・ 公益認定を受けられなかった団体については、理念上は、公が関与する必要はないとも考えられるが、今後、廃止をするのか否か等、方向性を定める必要があるのではないか。</li> </ul>
担当所属	(総)総務課、人事課、財政課、各所管所属

(MEMO)